認証後の手続きについて

設立認証後の手続きについて

認証の決定 → **設立登記**（法人成立 事業開始） → **設立登記完了の届出**

市より設立認証書の交付を受ける

２週間以内に法務局で登記手続

※認証日から６ヶ月を過ぎても登記をしない場合、設立の認証の取消対象となります。
（ＮＰＯ法第１３条第３項）

１か月以内を目途に市に届出

【提出書類】
・設立(合併)登記完了届出書(第５号様式)
・登記事項証明書(原本)
・財産目録(法人成立日時点のもの)

★登記の手続きは、認証の決定から２週間以内に行ってください。

▲設立登記完了の届出

○毎年提出するもの

事業年度終了後、**３ヶ月以内**に次の書類を提出してください。

【提出書類】①事業報告書 ②活動計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 ⑤年間役員名簿 ⑥社員名簿

○役員の変更ごと（新任・再任・住所異動・任期満了等）に提出するもの

再任の場合も届出が必要です。定款で定めた任期ごと(２年以内)に提出してください。

【提出書類】
・役員の変更等届出書(第６号様式)　・変更後の役員名簿
・(新任役員がいる場合) 誓約及び就任承諾書
・(新任役員がいる場合) 住民票の写し ※住民基本台帳ネットワークシステムでの確認を希望する場合は不要

▲設立後に必要な手続

定款変更認証後の手続きについて

認証の決定 → **変更登記** → **登記完了後の提出**

市より定款変更認証通知書の交付を受ける

２週間以内に法務局で登記手続

※登記事項(名称、目的、事業、事務所の所在地等)を変更した場合のみ

１か月以内を目途に市に提出

【提出書類】
・定款変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書(原本)

お問合せ先　相模原市　市民協働推進課　NPO法人担当　TEL: 042-769-8226（直通）